

(証券コード 2979)

2021年8月12日

投資主各位

東京都中央区京橋1丁目17番10号
SOSILA物流リート投資法人

執行役員 矢野正明

第2回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第2回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

投資主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本投資主総会へのご出席につきましては慎重にご判断いただきますようお願い申し上げます。なお、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年8月27日（金曜日）午後6時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、現行規約第14条第1項及び第2項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人現行規約抜粋)

現行規約第14条第1項及び第2項

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時： 2021年8月30日（月曜日）午後2時00分
2. 場 所： 東京都中央区日本橋兜町2番1号
東京証券取引所2階 東証ホール
(末尾の投資主総会会場のご案内図をご参照の上、お間違いのないようにご来場ください。)

3. 投資主総会の目的事項：

決議事項

- 第1号議案：規約一部変更の件
- 第2号議案：執行役員1名選任の件
- 第3号議案：補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案：監督役員2名選任の件
- 第5号議案：補欠監督役員2名選任の件

以 上

(お願い)

◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(ご案内)

◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のウェブサイト (<https://sosila-reit.co.jp/>) に掲載いたします。

◎代理人により議決権を行使される場合は、本投資法人の議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書用紙と共に会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、投資主ではない代理人、及び同伴の方など、議決権を行使することができる投資主以外のご入場はできませんので、ご注意ください。

◎本投資主総会においては、新型コロナウイルスの国内における感染状況等を踏まえ、感染拡大防止に向けた対応を実施いたします。詳しくは、後記「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応」をご確認いただきますようお願い申し上げます。

◎今後の状況によっては、本投資主総会の延期又は会場変更等の対応を実施する可能性があります、その場合にはその旨のお知らせを本投資法人のウェブサイト (<https://sosila-reit.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

<ご案内>

◎「運用状況報告会」は開催いたしませんので、ご了承ください。

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応

新型コロナウイルスの国内での感染状況を踏まえ、投資主の皆様の安全の確保及び感染拡大防止のため、以下の対応を行うことを予定しております。投資主の皆様のご理解及びご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

〈投資主様へのお願い〉

- 投資主総会の議決権は書面によって行使することもできます。投資主の皆様におかれましては、投資主の皆様の安全確保及び感染拡大防止の観点から、会場へのご来場は極力見合わせていただき、同封の議決権行使書面により議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。
- 特に、ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、本投資主総会へのご出席は慎重にご検討くださいますようお願い申し上げます。
- 今後の状況によっては、本投資主総会の延期又は会場変更等の対応を実施する可能性があり、その場合にはその旨のお知らせを本投資法人のウェブサイト (<https://sosila-reit.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。
- 投資主様のお席の間隔を広くとるため、座席数が少なくなっております。お席をご用意できない場合、会場にご入場いただけない場合がございますことを、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- 役員及び運営スタッフは、健康状態に問題が無いことを確認の上、マスクを着用した状態で対応をさせていただきますことを、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ご来場の投資主様におかれましては、マスクを着用いただきますようお願い申し上げます。また、会場受付に設置いたしますアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただきますようお願い申し上げます。
- 建物入口玄関にて、サーモグラフィーカメラによる検温を行い、サーモグラフィーカメラで発熱の可能性があると検出された投資主様には、再検温をさせていただきます。再検温で37.5度以上の発熱が認められた投資主様はご入館いただくことができませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。また、体調不良と見受けられる投資主様には、運営スタッフからお声がけさせていただきます、ご入場をお断りし、又はご退席いただく場合がございますことを、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- 上記の各対応により、会場受付の混雑が見込まれますので、余裕をもってお越しいただきますようお願い申し上げます。

- 上記の他、本投資主総会の秩序維持の観点から、必要な措置を講じる場合がございますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- 本投資主総会にご出席の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

① 現行規約第14条関係

近時の少数投資主による投資主提案に係る議論も踏まえ、投資法人の運用体制に大きな影響を与え、投資主の利益に影響を及ぼす可能性がある投資主総会決議事項について、投資主の意思をより直接的に反映させることを目的として、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項及び規約第14条第1項に定めるみなし賛成制度の適用対象外とする旨の規定を新設するものです。

② 現行規約第33条関係

2019年7月4日改正の企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（関連して新たに制定又は改正された会計基準、適用指針を含みます。）の適用に伴い、資産評価の方法に関して必要な変更を行うものです。

③ 現行規約第35条関係

本投資法人の第1期の営業期間が終了したことから、規約簡素化のため不要となった文言を削除するものです。

④ 現行規約第37条関係

本投資法人の第1期の営業期間が終了したことから、規約簡素化のため不要となった文言を削除するものです。

⑤ その他、字句の修正その他条文整備等を行うものです。

2. 変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第14条（みなし賛成）</p> <p>1.（記載省略） （新設）</p> <p>2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</p>	<p>第14条（みなし賛成）</p> <p>1.（現行どおり）</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、投信法第104条第1項（役員及び会計監査人の解任）、第140条（規約の変更）（但し、みなし賛成に関連する規定の策定又は改廃に限る。）、第143条第3号（解散）、第205条第2項（資産運用委託契約の解約に対する同意）又は第206条第1項（資産運用委託契約の解約）に係る議案の決議には適用しない。</u></p> <p>3. 第1項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</p>
<p>第33条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1.（記載省略） （1）～（5）（記載省略）</p>	<p>第33条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1.（現行どおり） （1）～（5）（現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(6) 有価証券（第29条第1項第1号⑩、第29条第1項第2号、第2項第1号③乃至⑦、⑨、⑩、⑫、⑬及び⑯に定めるもの） <u>当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（金融商品取引所における取引価格、日本証券業協会等が公表する価格又はこれらに準じて随時売買換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいう。以下同じ。）を用いるものとする。市場価格がない場合には、合理的な方法により算定された価額により評価するものとする。また、付すべき市場価格及び合理的に算定された価額は、評価の精度を高める場合を除き、每期同様の方法により入手するものとする。市場価格及び合理的に算定された価格のいずれも入手できない場合には、取得原価で評価することができるものとする。</u></p> <p>(7)～(8) （記載省略）</p>	<p>(6) 有価証券（第29条第1項第1号⑩、第29条第1項第2号、第2項第1号③乃至⑦、⑨、⑩、⑫、⑬及び⑯に定めるもの） <u>満期保有目的の債券に分類される場合は取得原価をもって評価し、 その他有価証券に分類される場合は、時価をもって評価する。但し、市場価格のない株式等は、取得原価にて評価するものとする。</u></p> <p>(7)～(8) （現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(9) デリバティブ取引に係る権利（第29条第2項第2号に定めるもの）</p> <p>① <u>金融商品取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務</u> <u>当該金融商品取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））に基づき算出した価額により評価する。なお、同日において最終価格がない場合には、同日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価する。</u></p> <p>② <u>金融商品取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務</u> <u>市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額により評価する。なお、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価する。</u></p> <p>③ 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとする。また、金融商品に関する会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、<u>上記①及び②にかかわらず金利スワップの特例処理を適用できるものとする。</u></p>	<p>(9) デリバティブ取引に係る権利（第29条第2項第2号に定めるもの）</p> <p>① <u>デリバティブ取引により生じる債権及び債務は、時価をもって評価する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>② 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとする。また、金融商品に関する会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第35条（営業期間及び決算期） 本投資法人の営業期間は、毎年6月1日から11月末日まで及び12月1日から翌年5月末日まで（以下、各営業期間の末日を「決算期」という。）とする。 <u>但し、第1期の営業期間は、本投資法人設立の日から2020年5月末日までとする。</u></p> <p>第37条（資産運用会社に対する資産運用報酬の支払に関する基準） （記載省略） (1) 期中報酬 （記載省略） ① 運用報酬I 本投資法人の営業期間毎に、本投資法人の直前の営業期間の決算期の貸借対照表（投信法に基づく役員会の承認を受けたものに限る。）に記載された総資産額に年率0.2%を上限として別途本投資法人と資産運用会社の間で合意した料率を乗じた金額（1年365日として当該計算期間の実日数により日割計算。1円未満を切り捨てる。）を運用報酬Iとする。 <u>なお、本投資法人の設立後最初の営業期間に係る報酬については、当該営業期間中に本投資法人が取得した不動産関連資産の取得価額（但し、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用を除く。）に年率0.2%を上限として別途本投資法人と資産運用会社の間で合意した料率を乗じた金額（1年を365日として当該不動産関連資産を取得した日から設立後最初の営業期間の末日までの実日数により日割計算。1円未満を切り捨てる。）を運用報酬Iとする。</u></p>	<p>第35条（営業期間及び決算期） 本投資法人の営業期間は、毎年6月1日から11月末日まで及び12月1日から翌年5月末日まで（以下、各営業期間の末日を「決算期」という。）とする。</p> <p>第37条（資産運用会社に対する資産運用報酬の支払に関する基準） （現行どおり） (1) 期中報酬 （現行どおり） ① 運用報酬I 本投資法人の営業期間毎に、本投資法人の直前の営業期間の決算期の貸借対照表（投信法に基づく役員会の承認を受けたものに限る。）に記載された総資産額に年率0.2%を上限として別途本投資法人と資産運用会社の間で合意した料率を乗じた金額（1年365日として当該計算期間の実日数により日割計算。1円未満を切り捨てる。）を運用報酬Iとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
②～③ (記載省略) (2)～(4) (記載省略)	②～③ (現行どおり) (2)～(4) (現行どおり)

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員矢野正明から、任期調整のため、2021年8月30日をもって一旦辞任する旨の申し出があったため、2021年8月31日付で改めて執行役員1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案における執行役員の任期は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第99条第2項及び本投資法人の規約第17条第2項但し書きの定めを適用し、就任する2021年8月31日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

また、執行役員選任に関する本議案は、監督役員全員の同意によって提出されたものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する 本投資法人の 投資口の口数
や の まさ あき 矢野正明 (1966年6月12日生)	1990年4月 住友商事株式会社 建設不動産本部 ビル事業部	0口
	1994年10月 同社 建設不動産本部 海外不動産事業部	
	1995年9月 同社 建設不動産本部 (ジャカルタ駐在) P. T. SUMMITMAS PROPERTY事務従事	
	1999年5月 同社 建設不動産本部 ビル事業部	
	2003年4月 同社 建設不動産本部 ビル事業部長付 (東京) 兼 エス・シー・プロパティーズ株式会社 事務従事	
	2004年6月 同社 建設不動産本部 ビル事業部長付 (ニューヨーク)	
	2005年9月 米州住友商事会社 SCOA生活産業グループ (ニューヨーク)	
	2007年9月 同社事務従事 SCOA生活産業グループ (ア トランタ) 兼 同社アトランタ店長	
	2009年4月 北米住友商事グループ 北米生活産業グ ループ (アトランタ) 同社事務従事 同社アトランタ店長	
	2010年4月 住商リアルティ・マネジメント株式会社取 締役投資営業部長	
	2011年4月 同社取締役投資営業第一部長	
	2013年10月 同社取締役資産運用部長	
	2015年4月 同社取締役リート事業部長	

氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する 本投資法人の 投資口の口数
	2017年4月 住友商事株式会社 生活資材・不動産本部 不動産戦略事業部長付（東京） 2019年3月 同社 生活資材・不動産本部 不動産投資 開発事業部長付（東京） 兼 住商リアルティ・マネジメント株式会 社社長付 2019年4月 住商リアルティ・マネジメント株式会社取 締役 2019年6月 同社取締役上場リート事業部長 2019年6月 本投資法人 執行役員（現任） 2021年6月 住商リアルティ・マネジメント株式会社常 務取締役上場リート事業部長（現任）	

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である住商リアルティ・マネジメント株式会社の常務取締役上場リート事業部長です。
- ・上記執行役員候補者と本投資法人の間には、上記を除き、特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しています。
- ・本投資法人は、保険会社との間で、上記執行役員候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結する予定です。当該保険により、被保険者がその職務の遂行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害賠償金・訴訟費用を補填することとしております。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、2021年8月31日付で補欠執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案の補欠執行役員の選任に係る決議の効力を有する期間は、本投資法人の規約第17条第3項本文の定めに基づき、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとなります。

なお、補欠執行役員選任に関する本議案は、監督役員全員の同意によって提出されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 本投資法人の 投資口の口数
まつもと のぶ ひこ 松本展彦 (1962年10月30日生)	1986年4月 住友商事株式会社 建設不動産本部 東京建設第一部（東京）	0口
	1995年5月 同社 建設不動産本部 大阪建設部（大阪）	
	1997年4月 同社 建設不動産本部 大阪建設部長付（大阪）	
	1999年10月 同社 建設不動産本部 大阪開発建設部長付（大阪）	
	2005年4月 同社 建設不動産本部 大阪住宅・都市事業部長付（大阪）	
	2006年3月 同社 建設不動産本部 住宅・都市事業部長付（大阪） 兼 大阪不動産建設部長付	
	2007年9月 同社 建設不動産本部 不動産戦略事業部長付（大阪） 兼 大阪不動産建設部長付	
	2008年4月 同社 建設不動産本部 不動産戦略事業部長付（大阪）	
	2011年4月 住商リアルティ・マネジメント株式会社取締役投資運用第二部長	
	2013年10月 同社取締役投資営業部長	
	2014年4月 住友商事株式会社 生活資材・不動産本部 不動産戦略事業部長付（大阪）	
	2016年4月 同社 生活資材・不動産本部 不動産戦略事業部長付（大阪） 兼 大阪不動産建設部長付	
	2018年4月 同社 生活資材・不動産本部 不動産投資開発事業部長付（大阪）	
	2019年4月 住商リアルティ・マネジメント株式会社取締役	
	2020年4月 同社取締役コーポレート本部長	
	2021年6月 同社常務取締役コーポレート本部長	
2021年7月 同社常務取締役コーポレート本部長 兼 業務管理部長（現任）		

- 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である住商リアルティ・マネジメント株式会社の常務取締役コーポレート本部長兼業務管理部長です。
- 上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、上記を除き、特別の利害関係はありません。
- 本投資法人は、保険会社との間で、役員賠償責任保険契約を締結する予定であり、上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険の被保険者に含まれることとなります。当該保険により、被保険者がその職務の遂行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害賠償金・訴訟費用を補填することとしております。

上記補欠執行役員候補者については、その就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員堂場学及び緑川芳江から、任期調整のため、2021年8月30日をもって一旦辞任する旨の申し出があったため、2021年8月31日付で改めて監督役員2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案における監督役員の任期は、本投資法人の規約第17条第2項但し書きの定めを適用し、就任する2021年8月31日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位 及び重要な兼職の状況	所有する 本投資法人の 投資口の口数
1	どう ぼ まなぶ 堂 場 学 (1974年11月20日生)	1997年4月 住友金属工業株式会社 鹿島製鉄所 総務部 グループ事業室 2002年10月 新日本監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人） 東京事務所 監査第四部 2006年5月 公認会計士登録 2006年7月 同法人 金融サービス部 2015年7月 同法人 アカウンティング・ソリューション事業部 FIDS 2017年8月 堂場公認会計士事務所 所長（現任） 2018年3月 株式会社キッズコーポレーション ホールディングス 社外監査役（非常勤） 2019年6月 本投資法人 監督役員（現任）	0口

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位 及び重要な兼職の状況	所有する 本投資法人の 投資口の口数
2	みどり かわ よし え 緑川芳江 (1979年5月8日生)	2007年12月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 2008年1月 森・濱田松本法律事務所 2014年9月 シンガポールAllen & Gledhill 法律事務所（出向） 2015年1月 ニューヨーク州弁護士登録 2016年10月 Freshfields Bruckhaus Deringer 法律事務所 2017年10月 のぞみ総合法律事務所オブ・カウ ンセル 2019年1月 三浦法律事務所パートナー（現 任） 2019年6月 株式会社アイ・ピー・エス 社外 監査役（非常勤） 2019年6月 本投資法人 監督役員（現任）	0口

- ・上記各監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記各監督役員候補者は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。
- ・本投資法人は、保険会社との間で、上記各監督役員候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結する予定です。当該保険により、被保険者がその職務の遂行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害賠償金・訴訟費用を補填することとしております。

第5号議案 補欠監督役員2名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、2021年8月31日付で補欠監督役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案の補欠監督役員の選任に係る決議の効力を有する期間は、本投資法人の規約第17条第3項本文の定めに基づき、第4号議案における監督役員の任期が満了する時までとなります。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 本投資法人の 投資口の口数
1	おお やま た ろう 大山 太郎 (1975年12月22日生)	1998年4月 東芝プロセスソフトウェア株式会社 (現: 東芝デジタルソリューションズ株式会社) 2003年10月 新日本監査法人 (現: EY新日本有限責任監査法人) 東京事務所 監査第四部 2008年1月 公認会計士登録 2016年7月 大山太郎公認会計士事務所 代表 (現任) 2018年9月 株式会社リズ・リサホールディングス 取締役 (非常勤) (現任)	0口
2	かな やま あい こ 金山 藍子 (1978年12月17日生)	2005年10月 弁護士登録 (第二東京弁護士会) 2005年10月 森・濱田松本法律事務所 2010年4月 国土交通省 土地・建設産業局 不動産市場整備課、自動車局旅客課、航空局国際航空課、住宅局総務課国際室 2018年10月 グーグル合同会社 公共政策部長 (競争・プライバシー担当) 2019年1月 三浦法律事務所パートナー (現任) 2020年12月 株式会社デジタルリフト取締役 (現任) 2021年6月 トランコム株式会社取締役 (現任) 2021年6月 株式会社フォスターネット取締役 (現任)	0口

- ・上記各補欠監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記各補欠監督役員候補者のうち大山太郎は、堂場学が第4号議案に基づき監督役員に選任された場合の同氏の補欠として、上記補欠監督役員候補者のうち金山藍子は、緑川芳江が第4号議案に基づき監督役員に選任された場合の同氏の補欠として選任するものであります。
- ・本投資法人は、保険会社との間で、上記各補欠監督役員候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結する予定であり、上記各補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険の被保険者に含まれることとなります。当該保険により、被保険者がその職務の遂行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害賠償金・訴訟費用を補填することとしております。

上記補欠監督役員候補者については、その就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の現行規約第14条第1項及び第2項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案から第5号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

第2回投資主総会会場のご案内図

会場 東京都中央区日本橋兜町2番1号
東京証券取引所 2階「東証ホール」
電話 03-3666-0141



交通のご案内

東京メトロ東西線	茅場町駅	(出口10) 徒歩5分
東京メトロ日比谷線	茅場町駅	(出口7) 徒歩7分
都営地下鉄浅草線	日本橋駅	(出口D2) 徒歩5分

お願い

- ・東京証券取引所へのご入館は西口よりお願い申し上げます。
- ・ご入館の際に、警備員による金属探知機の検査がありますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ・会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。